平成２５年（フ）第１６３号
茨城県取手市寺田5065番地17
債務者　永江　真央
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
茨城県取手市宮和田196番地１
債務者　糸賀　敦史
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
茨城県龍ケ崎市宮渕町６番地、前住所茨城県龍ケ崎市長山８丁目３番地14　マノアールドゥ長山105号室
債務者　堺　　洋二
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
茨城県龍ケ崎市中根台４丁目４番地６　パークサイド中根台Ａ棟103号室
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1528番地
債務者　中島　佳恵
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５１号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志19592番地１
債務者　加藤　勝江
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３６９号
大分市高城本町２番30号　佐伯レジデンス203
債務者　卜部眞由美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８６号
埼玉県蕨市中央４丁目１番19号
債務者　富田　知恵
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０６号
埼玉県上尾市大字原市1209番地１　エンゼルハイツＡ―203、旧住所埼玉県上尾市中妻３丁目19番地13　コーポヒロ103
債務者　長沼　敏子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１６号
さいたま市岩槻区上里２丁目１番地53
債務者　渋谷喜美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
千葉県銚子市余山町365番地　カサ・デ・エスペランサ203号
債務者　的射場由香理
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３７号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目５番３―101号、前住所兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１　桜台ハイツ２―706号
債務者　原田　博成
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目５番３―101号、前住所兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１　桜台ハイツ２―706号
債務者　原田　宏子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市鴻池５丁目５番22―302号
債務者　鮫島　義親
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
兵庫県川西市けやき坂３丁目36番地の10
債務者　足立貴婦子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
兵庫県宝塚市中野町８番８号　101、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目30番地の２　メゾンマリーゴールド203号
債務者　飴谷　　誠（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
兵庫県西宮市生瀬東町41番３号
債務者　政木　智子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係